







差別のない地域共生社会へ 障害を知ることから始めてみませんか

視覚障害の ある方には 点字で伝えるの が良いよね



の考えは、 ていないことによる思い込み るおそれもあります。 すると、思わぬ差別につなが をしたまま障害のある方に接 の場合があります。思い込み ほ んの一 障害をよく理解し 例ですが、これら

深めていきます。

労継続支援事業所の職員や障

今回の特集では、障害者就

害のある方へのインタビュー

を交え、障害に対する理解を

ことが定められています。

どのような配慮をすれば良 どんなイメージを持っていま と思いますか。 すか。また、障害のある方に 皆さんは、「障害」に対して、

障害のある 方にはいつも 付添いが 必要だよね



ことから始めてみませんか。 るために、まずは障害を知る そのような地域共生社会にす 問合せ 本所福祉課☎35 差別がなく思いやりがある。

ある方が障害のない方と同じ 消法)」が施行され、障害の る法律(以下、障害者差別解 する差別の解消の推進に関す

平成28年に「障害を理由と

理的な配慮をすること」や、 などが定められました。 ように生活できるように「合 不当な差別をしないこと_

定し、障害の有無にかかわら 消の推進に関する条例」を制 害のある方への理解を深める す。また、条例では、市民の 暮らせる社会を目指していま 岡市障害を理由とする差別解 役割の一つとして、障害や障 本市では、令和2年に「鶴 全ての市民が生き生きと

障害を知ることが第一歩



障害には様々な種類があります





視覚障害



聴覚障害



内部障害

肢体不自由

知的障害

発達障害

精神障害

ほかにも、言語障害、難病など

知的障害や精神障害、 体の内部に病気を抱え ている内部障害など、 外見からは分からない 障害もあります。

.



Point 02

障害の程度や特性は人それぞれです



視覚障害

視覚障害のある方全員が点字 を読めるとは限りません。 文章の読み上げなどを必要と する人もいます。



聴覚障害

全く聞こえない人や、少しだ け聞こえる人、高い音が聞き 取りにくい人など、聞こえ方 は様々です。



人によって違います。 障害のある方一人ひとりと 向き合うことが障害を理解 することにつながります。



★ヘルプマークは周囲の配慮 が必要な方のマークです

このマークを付けた方を見掛 けたら、公共交通機関等で席 を譲ったり、困っているとき に声を掛けたりしましょう。

.*.***.***.***.***.*



▲ヘルプマークは市で 配布しています

障害者就労継続支援事業所の職員に聞いてみました。

教えて … 香曽我部さん!

障害について知ってほしいことは 何ですか?



見た目では障害と分からない部分もあり、周囲に 理解されずに苦しんでいる方もいることです。



香曽我部 寛 さん

就労継続支援A型(※) 事業所のself - A・よつ 葉鶴岡職業指導員

Q. 障害に対して思い込みをしないた めには?

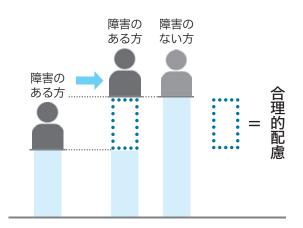
A. 私たち事業所の職員でも、思い込 みをしてしまうことがあります。大事 なことは"自分が思い込みをしている かも、と意識して、できるだけ先入観 のない判断を心掛けることですね。

Q. 障害のある方もない方もともに生 きる社会を作るために大切なことは?

A. 障害に対する理解と寛容さがあっ て、初めてスタートラインに立てると 思います。また、自治体や企業が障害 福祉施策を更に推進することで、誰も が暮らしやすい社会になるのではない でしょうか。

※障害のある方などと雇用契約を結んで働く機会を提供し、就労の 知識や能力の向上のために必要な訓練を行う福祉サービス。

大切なことは"合理的配慮"



合理的配慮とは

障害のある方が障害のない方と同じように生活 できるように、無理のない範囲で配慮すること

合理的配慮で大切なこと

- ・必要とする配慮は人それぞれ
- ・やむを得ず対応できないとき は理由や事情を説明する



合理的配慮の例

肢体不自由のある方に



- ・車椅子を押したり、扉を開 けたりする
- ・段差にスロープを用意する
- ・移動の妨げになる物を通路 に置かない

知的障害のある方に





- 分かりやすい表現やイラストを使って説明し、その都度理解したことを確認する
- ・騒音などの刺激のない落ち 着いた場所を用意する

視覚障害のある方に



- ・書類を読み上げて伝える
- ・「こちら」ではなく、「2 歩先」など具体的に伝える
- ・本人の意思を確認した上で 代わりに機器操作を行う

聴覚障害のある方に

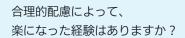


- ・筆談で内容を伝える
- ・音声が必要ないFAXやメールなどの連絡先を伝える
- ・催しなどに手話通訳や要約 筆記の支援者を配置する



かずかみ たけし **水上 丈司** さん

よつ葉鶴岡に通所。内部障害があり、通院している。 趣味は金属磨き。つるおか 障害者アート展に出品





体調不良で入院し、退院した際に、ふだん は使わない車椅子を用意してくれました。



通院するときに体調が良くないときがありますが、私は「つらい」と口に出せないタイプで、周囲も私を見ただけでは障害者だと気付かないと思います。でも、かなりつらそうに見えると

きは、やはり声を掛けてくれるとうれしいですね。

障害があることがどれだけつらいかは、障害者になってみないと分からないと思います。偏見による差別がない社会を望みます。



教えて

水上さん」

▲絵画作品を世界に発信するために香曽我部さんと相談しています

不当な差別は絶対にやめましょう

障害者差別解消法と市の条例では、正当な理由がなく、 障害または障害に関連することを理由とした、不当な差別 的取り扱いを禁止しています。

やむを得ない理由により障害のない方と異なる対応をす る場合は、具体的な理由を示して相手の理解を得るよう努 めてください。

不当な差別とは

やむを得ない理由がなく、障害があるとい う理由だけで、異なる対応をすること

★差別を受けたときの相談先

本所福祉課☎35-1273または鶴岡市障害者 相談支援センター(にこころ) 25 - 2794へ

不当な差別の例







障害のある子がいる保護者への理解

障害のある子がいる保護者が周りから 理解されずに孤立するケースが増えてい ます。誰一人取り残さない社会にするた めにも障害を理解することが大切です。

市の主な障害福祉事業を紹介します

手話通訳・要約筆記の支援者を派遣します

■派遣の対象

- ・公的機関での申請・相談等
- ・医療機関での診察・検査等
- ・就職・勤労に関する手続き等
- ・聴覚障害者等の参加が予想される講 演会等

■利用できる人・団体

- 市内在住の聴覚障害者
- ・市内で開催する講演会等の主催団体

■申込み

希望する日の7日前までに派遣申請書 (市ホームページからダウンロード可) を本所福祉課☎35 - 1273に提出





▲酒井家庄内入部400 年記念式典の際の手 話通訳と要約筆記

広報つるおかをCDや カセットテープで聞けます!

「声の広報」の貸出し

■利用できる人

視覚障害があり、文字による情報 入手が困難な方

■申込み

本所福祉課☎35 - 1273または各 地域庁舎市民福祉課へ

障害のある方の日常が感じられる作品や 面白いアイデアがあふれた作品が並びます

つるおか障害者アート展

市内在住の障害のある方 の芸術創作活動やその作 品を発表する場として、 鶴岡アートフォーラムを 会場に毎年秋に開催して います。



オンライン 展覧会も行 っています

